

第四次 鹿嶋市情報化計画

(デジタル技術を活用した市民サービスの向上と行政業務効率化を目指して)



令和4年度～8年度



鹿嶋市マスコットキャラクター
ナスカちゃん

目 次

第1章

計画策定の 背景と目的	1	計画の目指す姿	3
	2	計画策定の背景	5
	3	計画策定の目的	9

第2章

基本方針	1	市の情報化の現状	10
	2	計画の位置付け	11
	3	計画期間	11
	4	情報化計画の基本指針	12

第3章^α

基本指針 と重点目標	1	重点目標	13
	2	市民の利便性向上	14
	3	行政業務の効率化	16
	4	推進基盤づくり	18
	5	スマートシティに向けたデジタルの活用	21

第4章

施 策	1	市民の利便性向上	
		(1) 行政手続のオンライン化充実	23
		(2) 窓口における申請手続等の簡略化	26
	2	行政業務の効率化	
		(1) 情報システムの標準化	27
		(2) BPRとICTによる抜本的なペーパーレス化	30

3	推進基盤づくり	
(1)	市の推進体制	32
(2)	人材育成	33
(3)	マイナンバーカードの普及促進	34
(4)	セキュリティ対策の見直しと徹底	36
(5)	情報弱者に対する支援	37
4	スマートシティに向けたデジタルの活用	
(1)	オープンデータの推進	38
(2)	市内滞在者が利用できるフリーWi-Fi整備	39

巻末参考

用語解説	40
------	----

資料

1	第三次情報化計画進捗状況	43
2	クラウドサービスを利用したオンライン手続 候補	46
3	手数料の種類	47
4	オープンデータ公開候補	49

(語句等の末尾に「*」を付しているものは、巻末の用語解説を参照してください。)

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画の目指す姿

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」を基に、総務省が自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)* 推進計画*」を策定し、この計画に従い全自治体がデジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていきます。

また、鹿嶋市においては令和4年度を初年度とする第四次鹿嶋市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定し、鹿嶋市が目指す将来像を「Colorful Stage KASHIMA」とし、その目標達成の施策の一つに「スマート&コンパクトシティの実現」を挙げています。

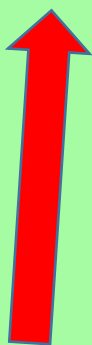
これらの計画の基、第四次鹿嶋市情報化計画(以下「情報化計画」という。)では、ICT*を活用した行政デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、スマートシティをつくることを目標とします。

スマートシティの具体的なイメージは、次のとおりです。

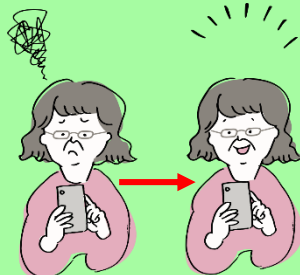
誰もが、どこでも、簡単に行政サービスを受けられます



オンラインでの申請



誰もが利用できる

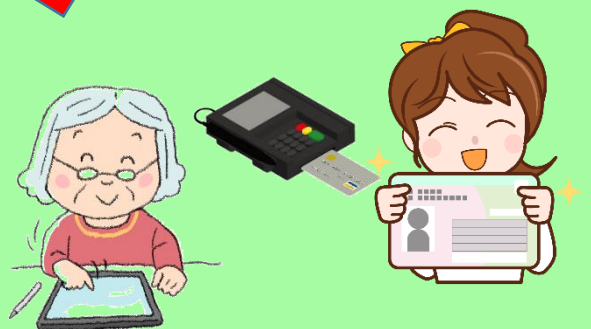


スマホ教室



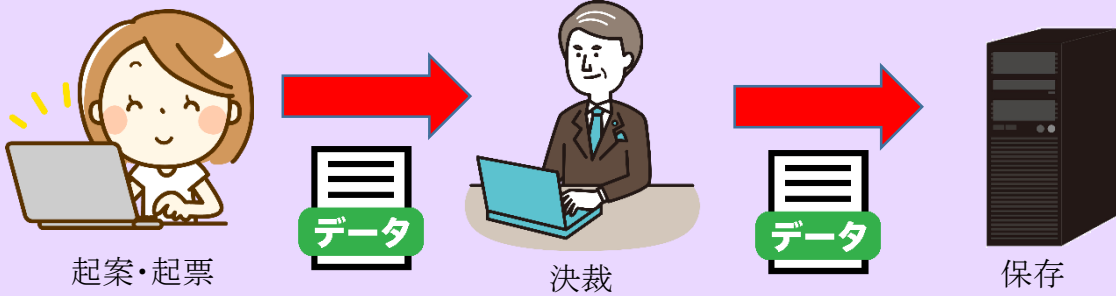
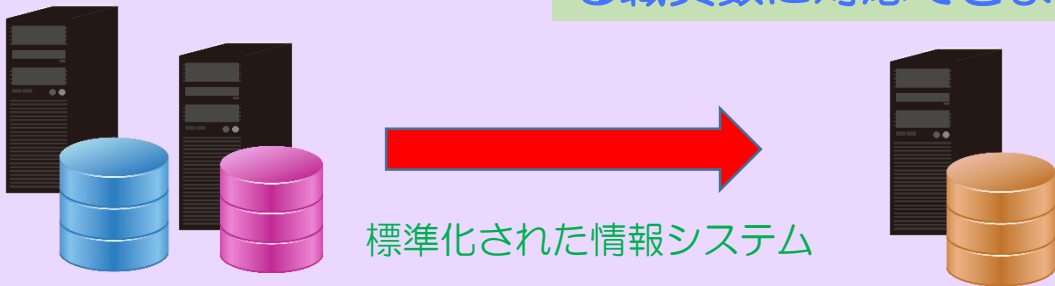
キャッシュレス決済

簡略された窓口手続

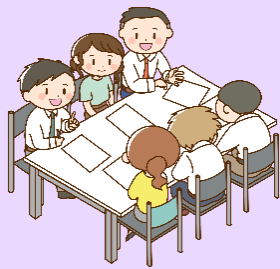


- 申請書へマイナンバーカード等からの自動入力
- タブレットで簡単入力

今後の厳しい財政，縮小する職員数に対応できます



ペーパーレス化された業務



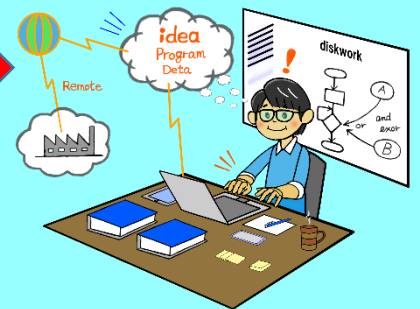
ペーパーレス会議
オンライン会議



有効な行政データが提供され、
どこでもデータを利用できます



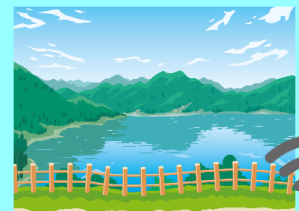
有効な行政データの提供



Wi-Fi



Wi-Fi



Wi-Fi

公共施設・観光名所でフリーWi-fiが使える

2 計画策定の背景

(1) 情報通信技術の急速な進展, 社会のデジタル移行

ICTはIT機器やソフトウェア、通信インフラの性能が向上し、AI^{*}、RPA^{*}、IoT^{*}、5G^{*}、VR^{*}、ビッグデータ^{*}などと相まって、その活用範囲が拡大しています。

ICTの中でも特に、今では一人一台は保有しているスマートフォンの普及により、かつてはそれほど一般的ではなかったインターネットを誰もが何処でも使えるようになったことが、社会に大きな変化をもたらしています。

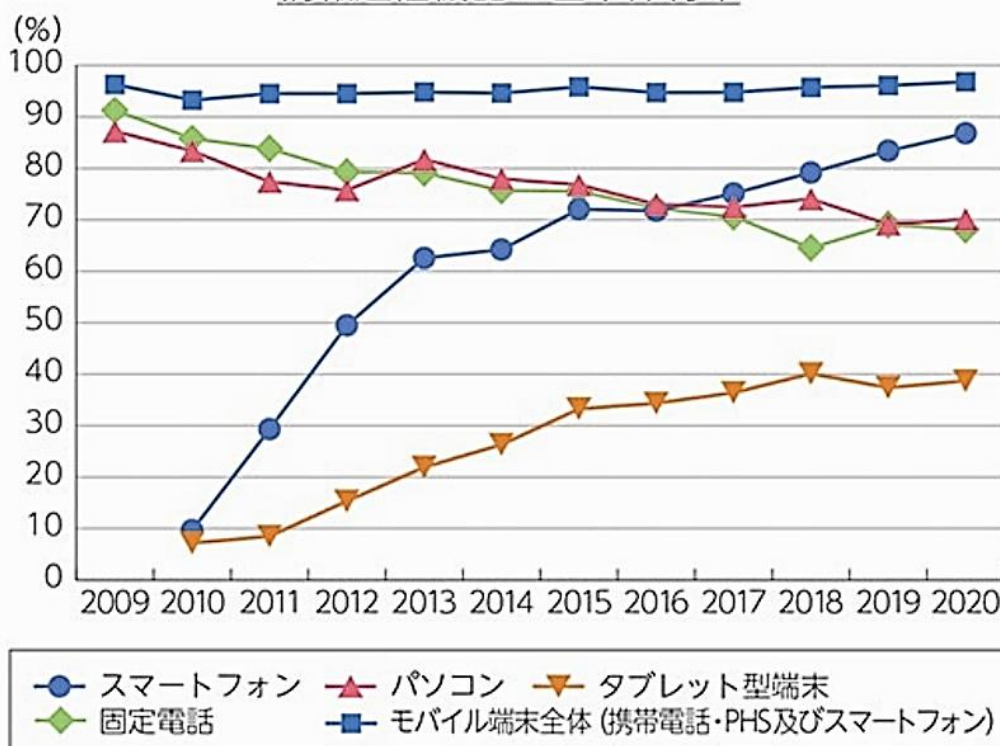
インターネットを活用したサービスとして、家庭、個人向けの動画や音楽などのエンターテインメント系コンテンツ^{*}の配信、電子商取引、知人とのコミュニケーションに活用するSNSといった以前からあったサービスはより充実し、それに加え最近ではキャッシュレス払いや、インターネットバンキングなどのサービスが一般化しています。

企業にも同様に大きな変化が起きています。インターネットの利用拡大により、それを使用するためのインフラが発展し、インターネット上に構築されたサーバー群であるクラウドが登場しました。このクラウドで提供されるSaaS^{*}等のサービス活用により、企業の仕事の在り方が変革しつつあります。生産過程や販売においてインターネットを活用するなど、企業活動がデジタルへ移行してきています。

企業活動はデジタル技術をベースにした業務プロセスへビジネスモデルの根本的変革をしており、このことはデジタルトランスフォーメーション(DX)と呼ばれています。

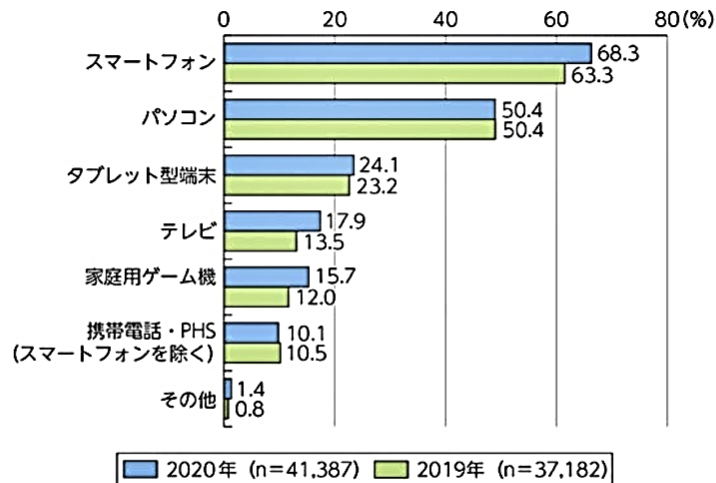
一方、行政においては紙文化が根強く残り、デジタル化は遅れていると言われています。行政においてもこうしたデジタル社会においては、行政サービスのオンラインでの提供や、ICTを活用した業務の効率化などが求められ、そのために国・地方自治体におけるDXの推進が急務となっています。

情報通信機器の世帯保有率



(出典) 総務省「通信利用動向調査」

インターネット利用端末の種類

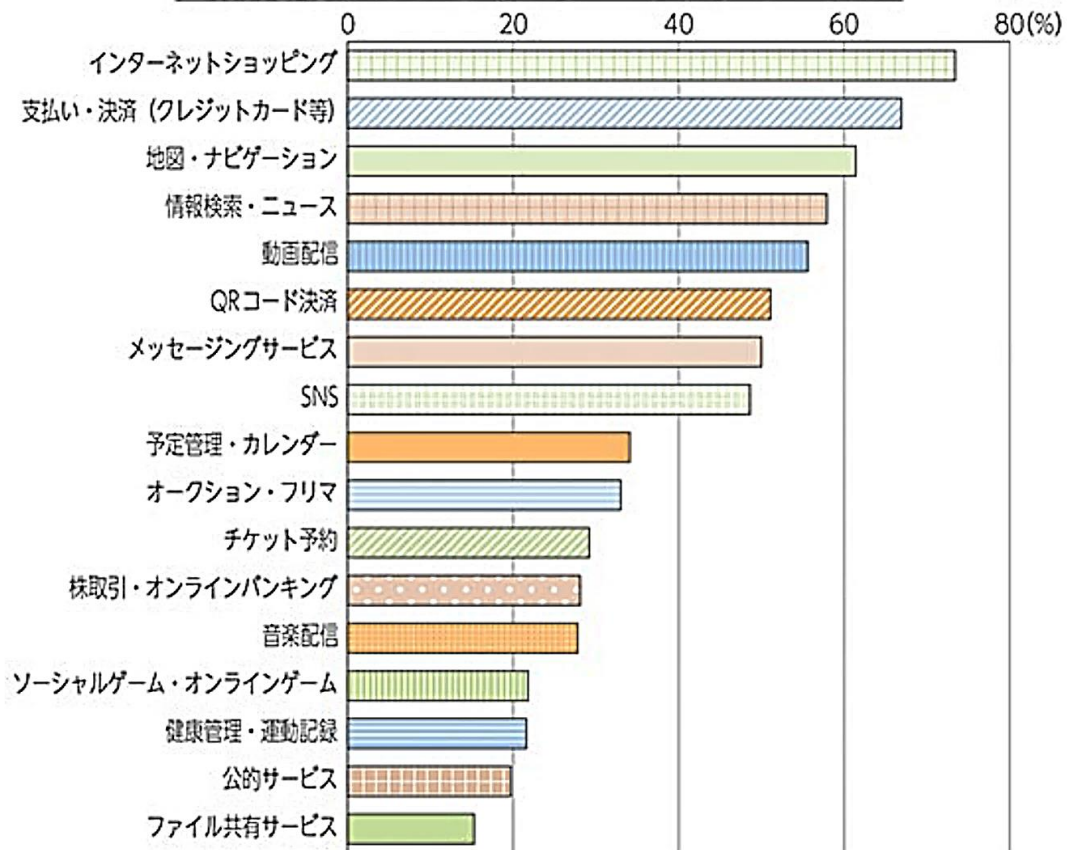


※当該端末を用いて過去1年間にインターネットを利用したことのある人の比率

(出典) 総務省「通信利用動向調査」

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

普段利用しているインターネットサービス



(出典) 総務省調査

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大

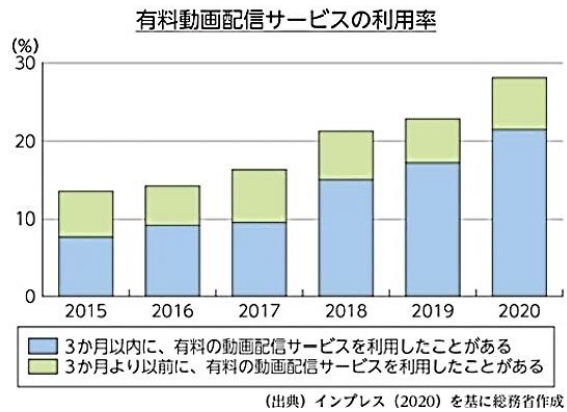
令和元年末に中国で最初の感染者が確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中に拡散し、多くの感染者を出すパンデミックとなりました。

こうした状況下で、私たちは三密を避ける新しい生活様式や時差出勤、テレワークといったこれまでとは異なった働き方へ大きな変更を強いられました。

国や地方自治体におきましても、感染拡大防止対策を講じる必要性が高まり、人との接触を避けた行政サービスの提供、密を避ける働き方が求められるなど、ICTの活用が新型コロナウイルスにより加速されました。

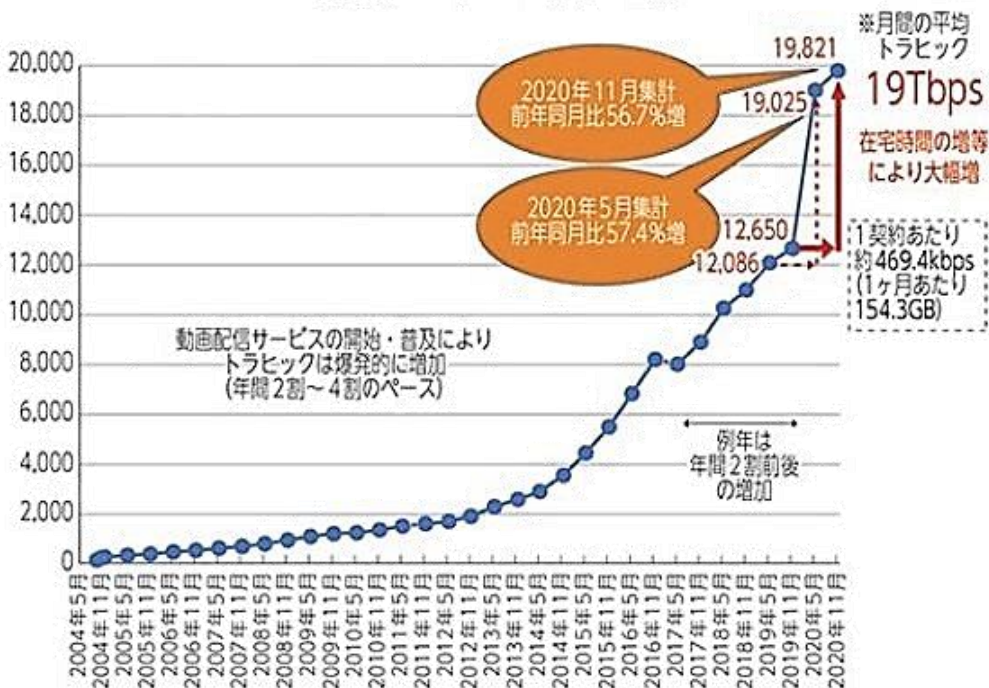
コロナ禍で拡大したデジタル活用

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネットショッピング・動画配信などが伸張。
- 在宅時間の増加等により、インターネットトラフィックは、対前年度比150%以上の増加を示す。
- 消費者行動の変化は、経済動向の変化につながる。対面型の業種は業績の低迷が続く。



インターネットトラフィックの増加
固定ブロードバンドサービス

インターネットトラフィックの増加 固定ブロードバンドサービス



(出典) 総務省 (R3.2.5) 「我が国のインターネットトラフィックの集計・試算」

(3) 国の動向

国におけるこれまでの政策は大きく四期に分けられ、2000年代当初の第一期ではICTインフラの整備、2000年代中期から2010年代初期の第二期ではICT利活用の推進、2010年代中期の第三期ではデジタルデータの利活用が政策の中心として進められました。

2010年代後期から現在は第四期に当たり、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、ICTを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指しています。

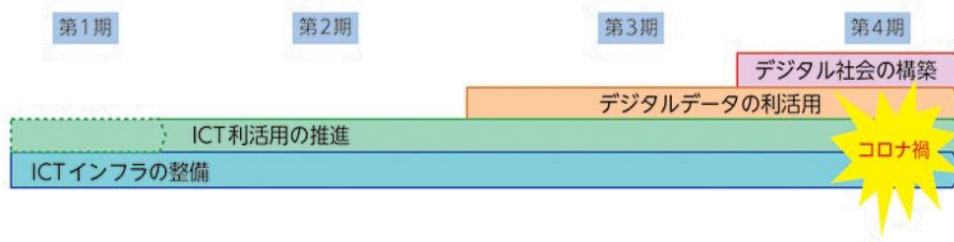
平成28年1月に新しい社会の在り方として「Society5.0」が閣議決定されました。これは内閣府の定義では「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」とされています。言い換えれば「テクノロジーによってオンライン空間と現実社会をつないで、様々な社会の問題を解決する、人々が暮らしやすい社会」と考えられます。

令和2年12月25日には、内閣が国や地方行政のデジタル化方針を掲げた「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定しました。総務省は同日、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」として策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていきます。

また、令和3年9月1日には、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整能力(勧告権等)を有する組織としてデジタル庁が設立されました。

デジタル庁は基本方針を策定するなどの企画立案や、国、地方公共団体、準公共部門等の情報システムの総括・管理を行うとともに、重要なシステムについては自ら整備し、これによりユーザー視点での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に進めます。

図表0-1-1-1 デジタル化の歴史



(出典) 総務省作成

(4) 第四次鹿嶋市総合計画の策定

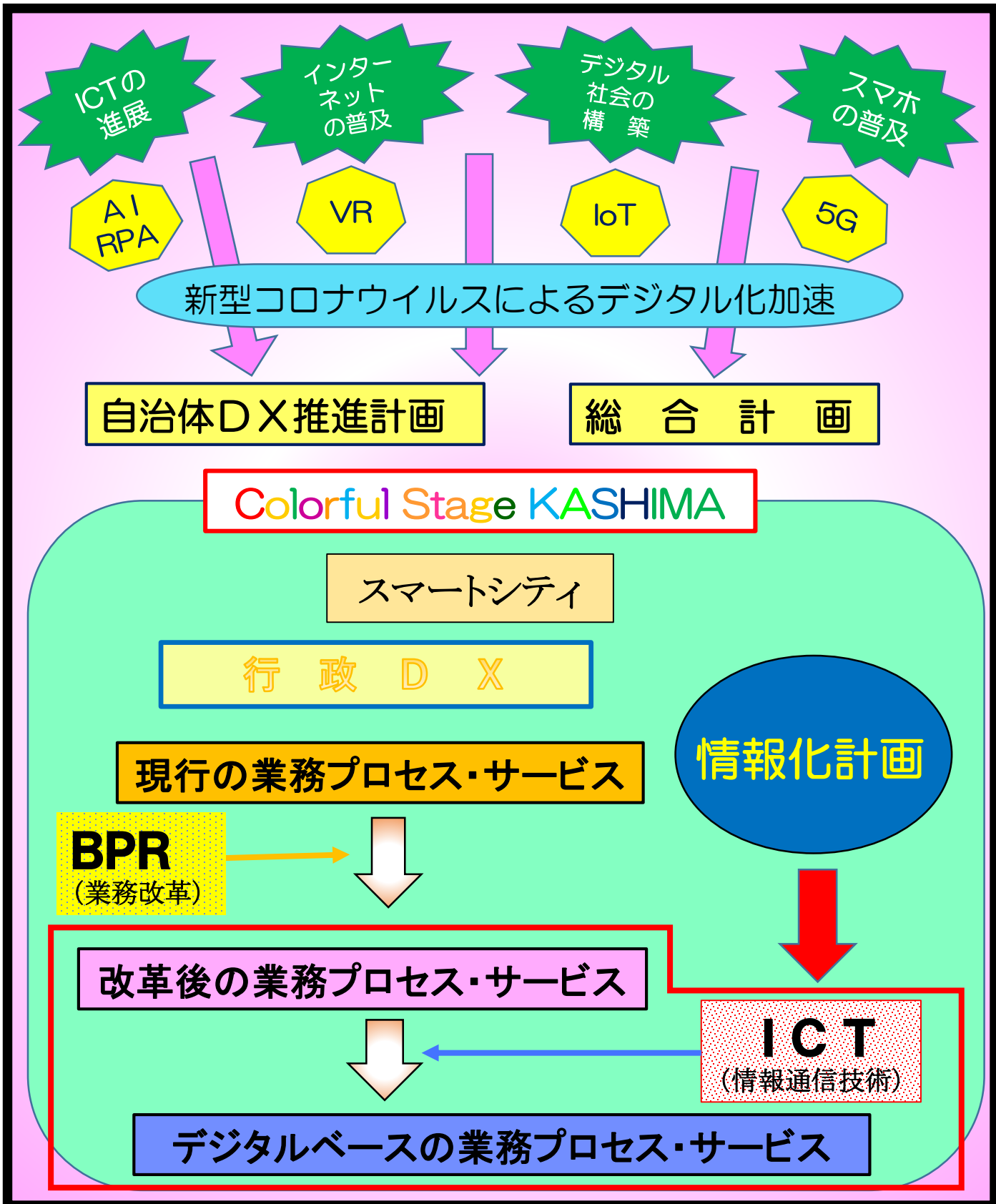
鹿嶋市の最上位計画である総合計画は、情報化計画と同様令和4年度を初年度としています。

総合計画ではその基本構想において、まちの将来像を『Colorful Stage KASHIMA』とし、「全ての市民、事業者が、まちの将来を考えながら、それぞれの描くスタイルで暮らしている」としています。その将来像の一つとして、「行政は、スマート&コンパクトシティの実現と財政基盤の強化を継続している」とし、市の行財政改革＝行政DXの推進をします。

行政DXは現行業務の効率化のためにICT化するのではなく、BPR^{*}により業務プロセスをデジタルベースとしたものに改善し、その上でICTを活用した行政サービスの提供、行政業務の効率化を図り、スマートシティの推進と持続可能な行政経営を図っていきます。

3 計画策定の目的

こうした背景の下、情報化計画では、自治体DX推進計画や総合計画で定める行政DX推進のため、BPRによる改革を行った市行政業務に対し、ICTをどう活用するかについて定めます。



第2章 基本方針

1 市の情報化の現状

第三次情報化計画進捗状況

本市では、令和3年度まで第三次鹿嶋市情報化計画(計画期間:平成29年度から令和3年度)に基づき、情報化を図ってきました。この計画では、情報化の目指すべき方向として「4つの基本指針」を掲げています。その基本指針に基づいた「8つの重点目標」を設定し「21の施策」を実施することとしました。

情報化計画策定に当たり、第三次鹿嶋市情報化計画の進捗状況と成果について総括を行い、本市の情報化の現状について把握しました。

これを定量的、定性的に集計した結果は次のとおりです。

○施策の実施状況(定量的集計)

計画どおり実施	15事業 (68%)
遅延している	6事業 (27%)
未実施	1事業 (5%)

(1つを2つに分けて集計している施策があるため全部で22事業となっています。)

○施策の効果(定性的集計)

想定以上の効果が得られた	2事業 (9%)
想定どおりの効果が得られた	4事業 (18%)
概ね想定どおりの効果が得られた	6事業 (27%)
一部想定どおりの効果が得られた	1事業 (5%)
想定どおりの効果が得られなかった	2事業 (9%)
遅延、未実施のため効果が測れなかった	7事業 (32%)

(1つを2つに分けて集計している施策があるため全部で22事業となっています。)

21施策中7割弱の事業が計画どおり実施でき、その内概ね想定どおり以上の効果が得られたものが12事業と、実施できた15事業の8割に達しています。

遅延していたり、未実施の事業については、担当課で第三次情報化計画終了後も引き続き実施していく意向なので、今後効果が出てくるものと思われれます。

計画どおり実施できた事業についても、全てこの後も継続運用していきます。

情報化計画では、これを踏まえ、ICTの発展、社会環境の変化、自治体DXの必要性を加味し、特に実施すべき事業を取り上げていきます。

また、計画策定方策としてこれまでの方策を変更し、目指すべき姿を明確にし、それを達成するための施策を計画していくバックキャスト^{*}思考により作成します。このことにより、より高い目標の達成を目指します。

(第三次情報化計画の進捗状況と成果についての詳細内容はP43～45に掲載しています。)

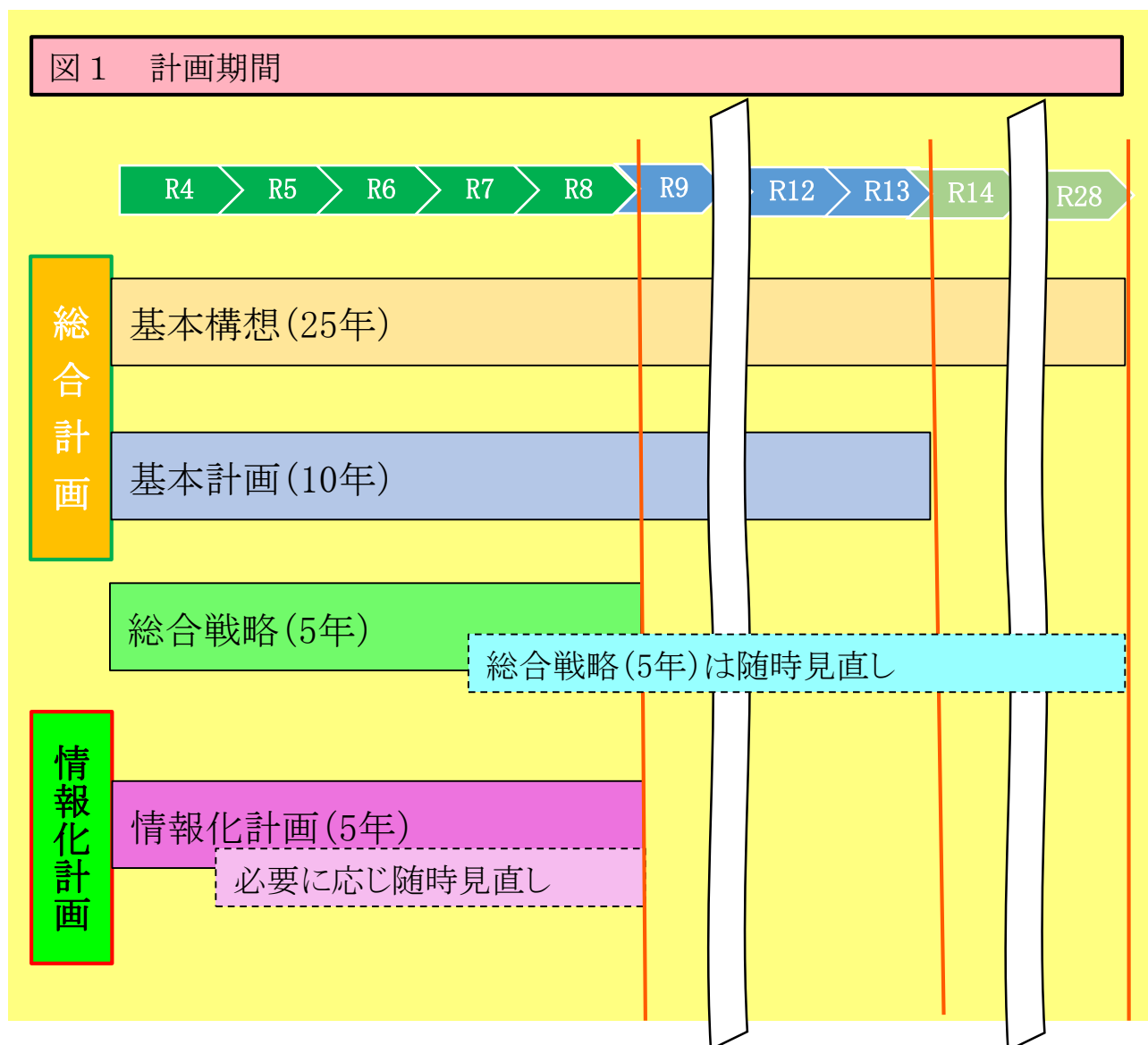
2 計画の位置付け

情報化計画は、第三次鹿嶋市情報化計画と同様に、まちづくりの最上位計画である「総合計画(令和4年度～13年度)」に基づき、その基本構想、基本計画及び基本計画のうち重点施策に位置付けられた総合戦略で示された目標の実現に向けて、情報化の視点から具体的な事業を推進するための個別計画として策定します。

3 計画期間

情報化計画は総合計画の下位計画となりますが、総合計画の基本計画期間は10年と長いことから、その重点施策として位置付けられた総合戦略の期間に合わせ令和4年度から8年度までの5年間とします(図1)。

ただし、ICT及びその活用範囲は年々加速度的に進展及び拡大していますので、計画が現状と乖離(かいはり)することがないように、計画期間中であっても必要に応じて適宜見直しを図ります。

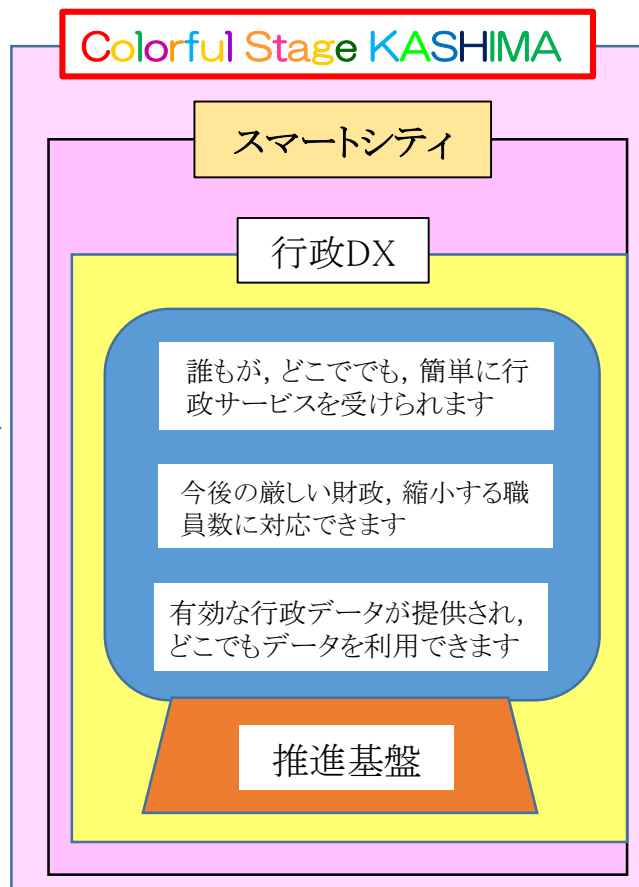
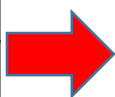
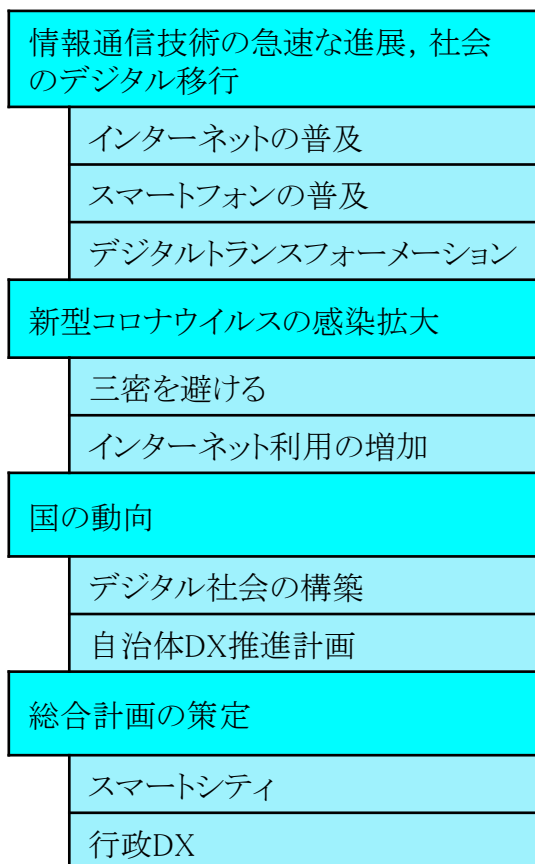


4 情報化計画の基本指針

情報化計画では、第1章の計画策定の背景を基にした目指す姿を達成するために、次の4つの基本指針を定めます。

背景

目指す姿



基本指針

基本指針1 市民の利便性向上

基本指針2 行政業務の効率化

基本指針3 推進基盤づくり

基本指針4 スマートシティに向けたデジタルの活用

第3章 基本指針と重点目標

1 重点目標

第2章で示した4つの基本指針ごとに目指す姿を実現するために、具体的に取り組むべき11の重点目標を設定します。

基本指針1 市民の利便性向上	
	重点目標1-1 行政手続のオンライン化充実
	重点目標1-2 窓口における申請手続等の簡略化
基本指針2 行政業務の効率化	
	重点目標2-1 情報システムの標準化
	重点目標2-2 BPRとICTによる抜本的なペーパーレス化
基本指針3 推進基盤づくり	
	重点目標3-1 市の推進体制
	重点目標3-2 人材育成
	重点目標3-3 マイナンバーカードの普及促進
	重点目標3-4 セキュリティ対策の徹底
	重点目標3-5 情報弱者に対する支援
基本指針4 スマートシティに向けたデジタルの活用	
	重点目標4-1 オープンデータの推進
	重点目標4-2 市内滞在者が利用できるICT環境整備

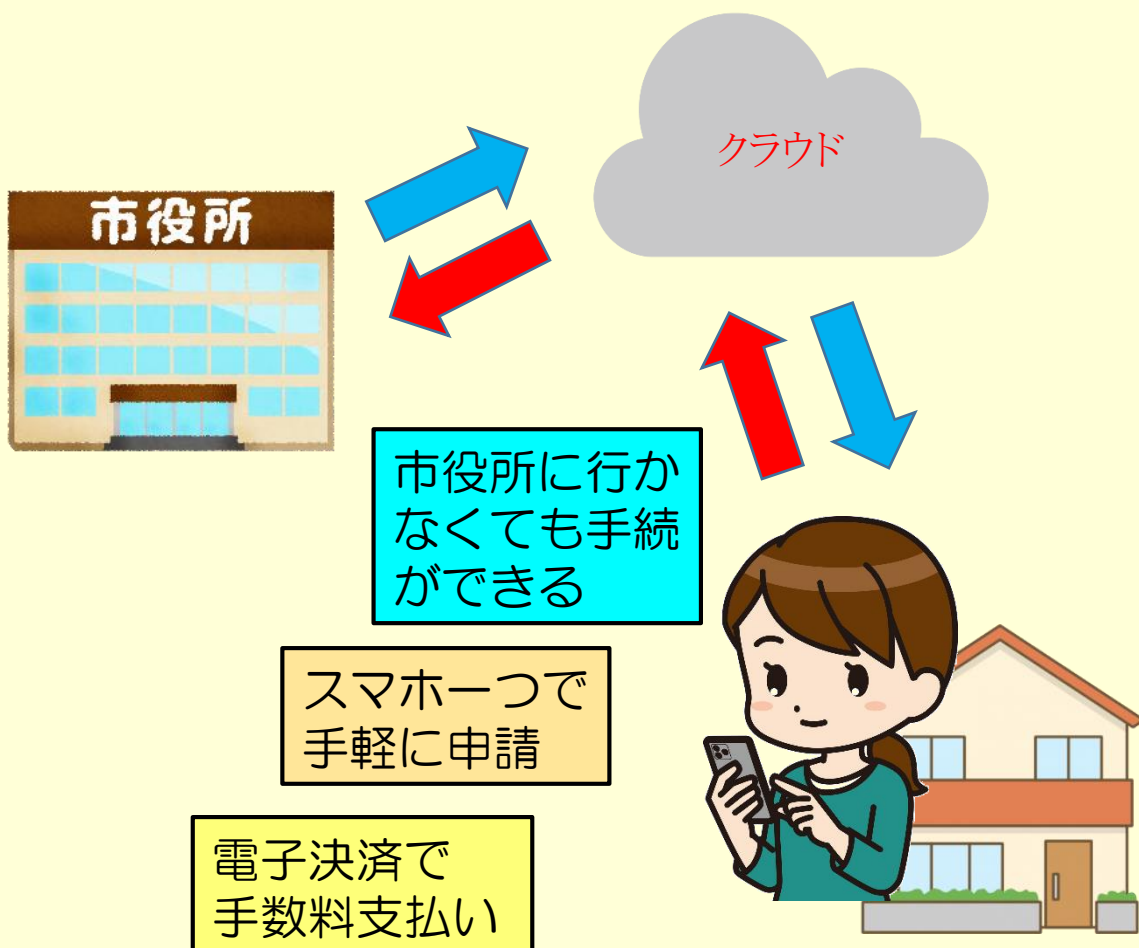
基本指針ごとの「目指す姿」と、それを達成するための重点目標のイメージは次のとおりです。

基本指針1 市民の利便性向上

【目標】

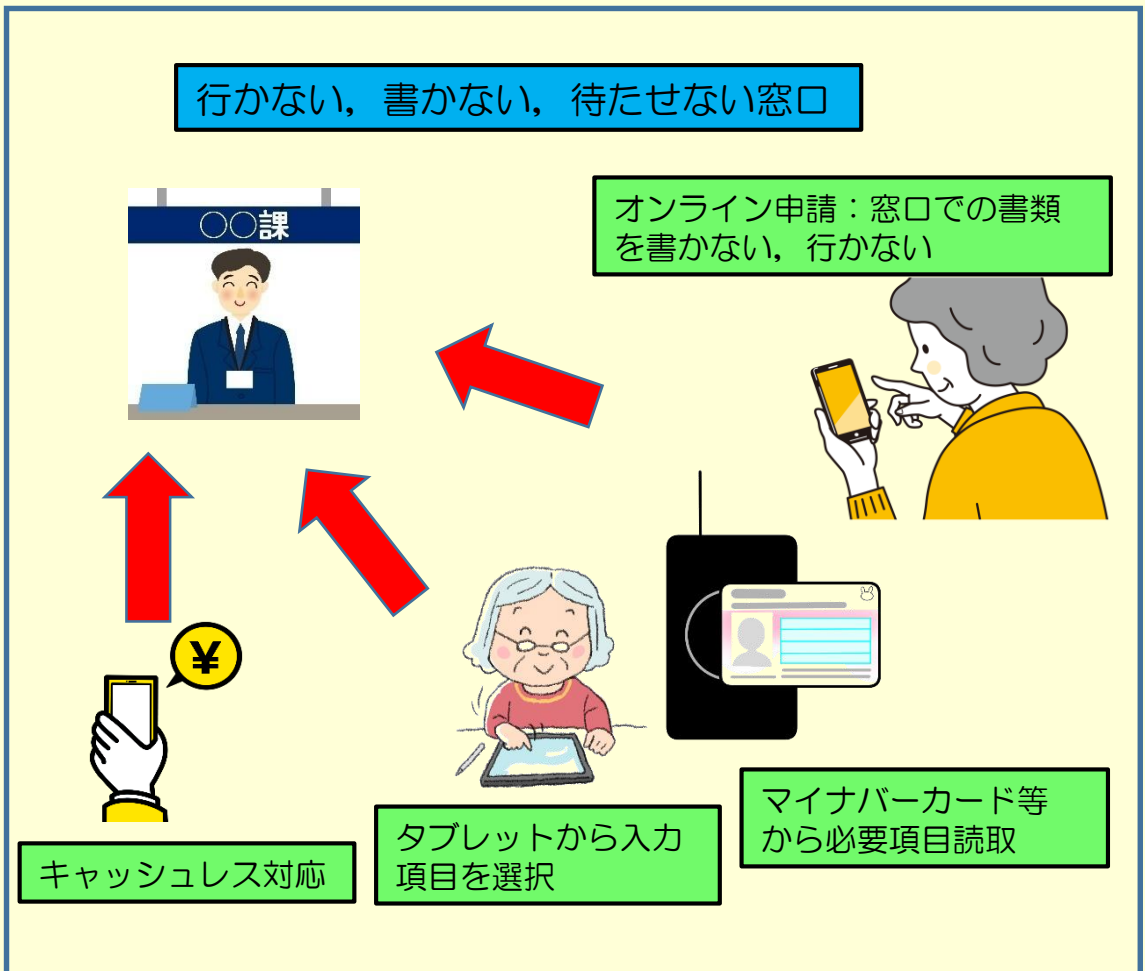
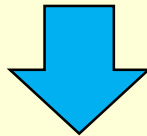
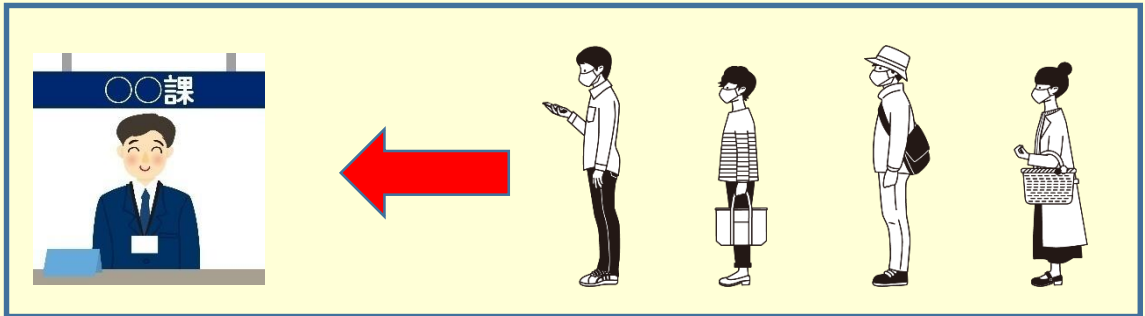
- ・オンライン申請，電子決済を使い，市役所に来なくても自宅からスマートフォン一つで行政手続きができます。
- ・市役所窓口で行う申請等について，オンライン申請のデータやマイナンバーカードのデータを利用し，窓口での書類記入を簡略化したり，手数料のキャッシュレス払いに対応し，手続きが簡単で待たせない窓口とします。

重点目標1-1 行政手続きのオンライン化充実



基本指針1 市民の利便性向上

重点目標1-2 窓口における申請手続等の簡略化



基本指針2 行政業務の効率化

【目指す姿】

- ・全国統一の標準システムを導入，既存ベンダー*にこだわらずベンダーを選ぶことができるようにし，コスト削減を図ります。また，業務に用いる様式も共通様式とします。
- ・BPRにより文書收受，発送，財務会計伝票発行，決裁等のプロセスを紙ベースからデジタルベースへ移行することで，コスト削減，事務の効率化を図ります。
- ・紙資料を作成せず，パソコンの画面でデジタルデータを見るペーパーレス会議やオンライン会議の拡大により，事務の効率化，コスト削減を図ります。

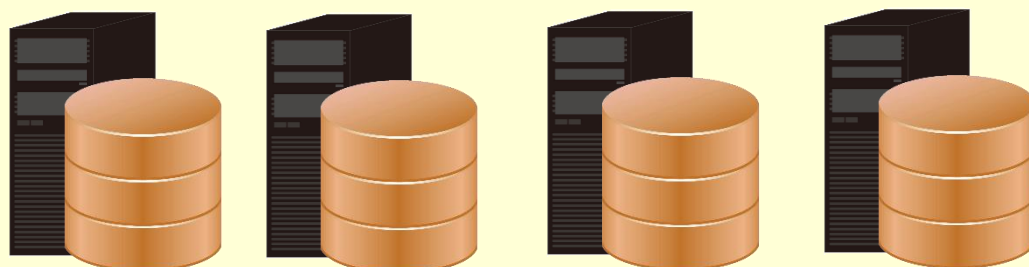
重点目標2-1 情報システムの標準化



自治体ごとに別々の仕様

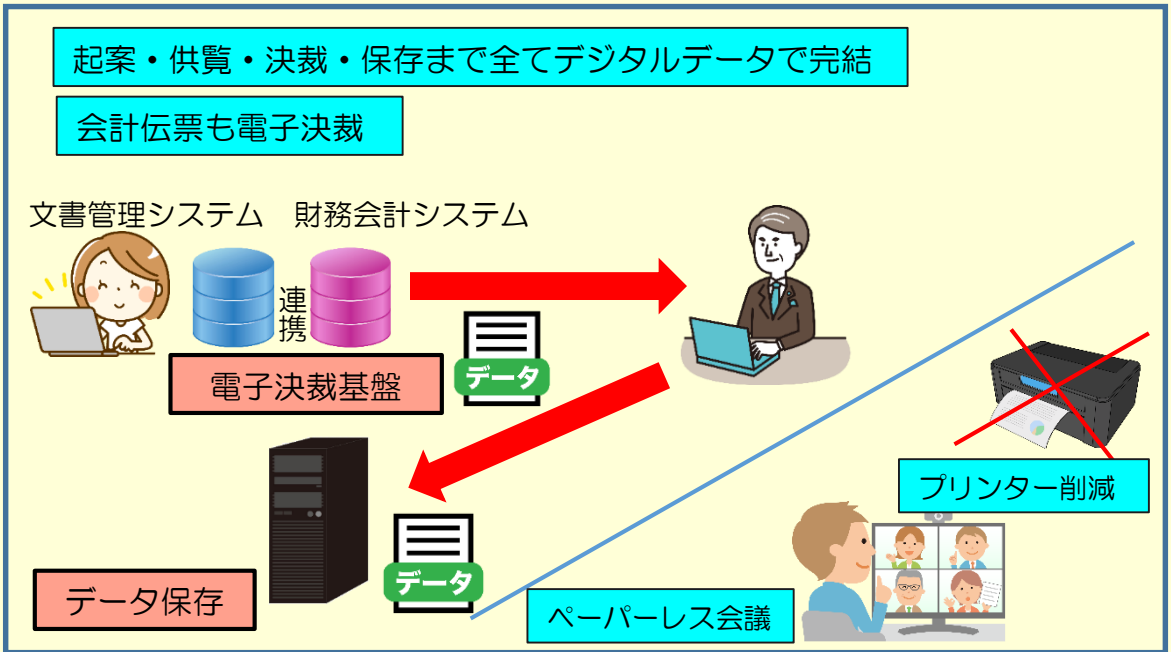
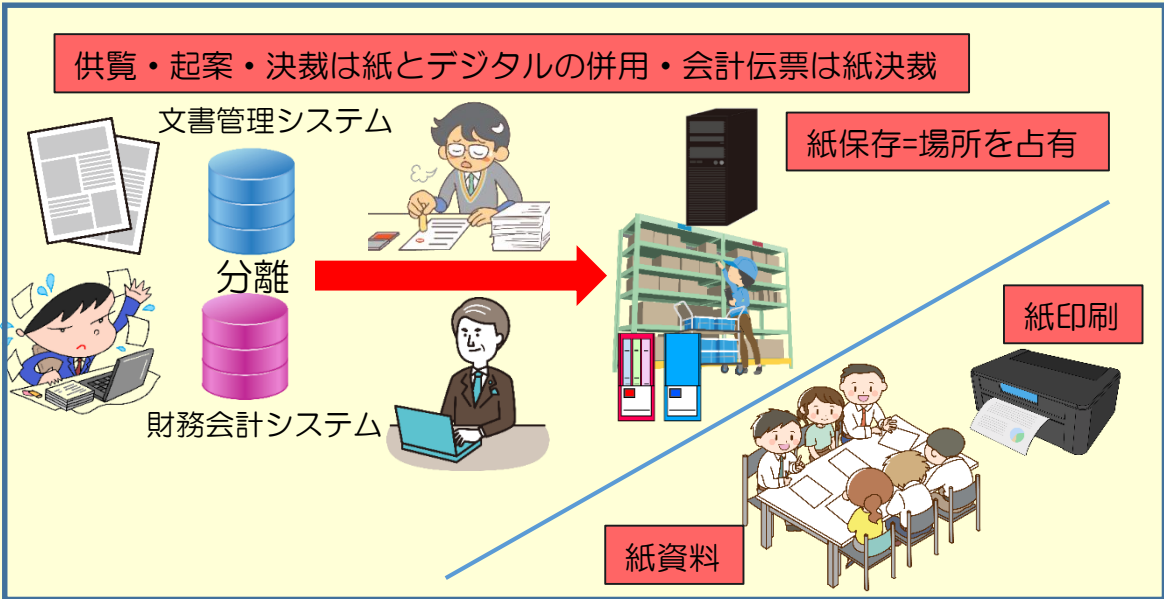


統一された標準仕様



基本指針2 行政業務の効率化

重点目標2-2 BPRとICTによる抜本的なペーパーレス化



基本指針3 推進基盤づくり

【目指す姿】

- ・最高情報統括管理者の強いリーダーシップや政策調整員会議の調整機能により、市DXを推進します。
- ・職員が職責に応じたICTリテラシーを身につけ、効果的なDXを推進します。
- ・マイナンバーカードを多くの方が取得し、ICTを活用した市サービスを楽しむことができます。
- ・しっかりとしたセキュリティが確保され、個人情報、行政情報が安全・安心に扱われます。
- ・ICTリテラシーや経済状況にかかわらず、誰もが市のICTサービスを楽しむことができます。

重点目標3-1 市の推進体制

最高情報統括管理者
強力なリーダーシップ



推進主体
政策調整員会議

BPR
業務改革



ICT
情報通信技術



デジタルトランスフォーメーション

基本指針3 推進基盤づくり

重点目標3-2 人材育成

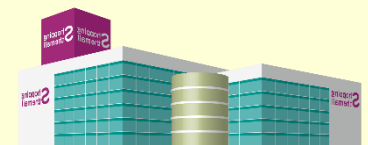
職責に応じたICTリテラシーの習得と活用



重点目標3-3 マイナンバーカードの普及促進

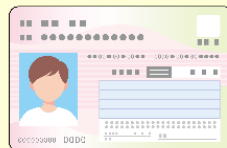
インセンティブ

商業施設等での発行



図書カードや市民カードの機能

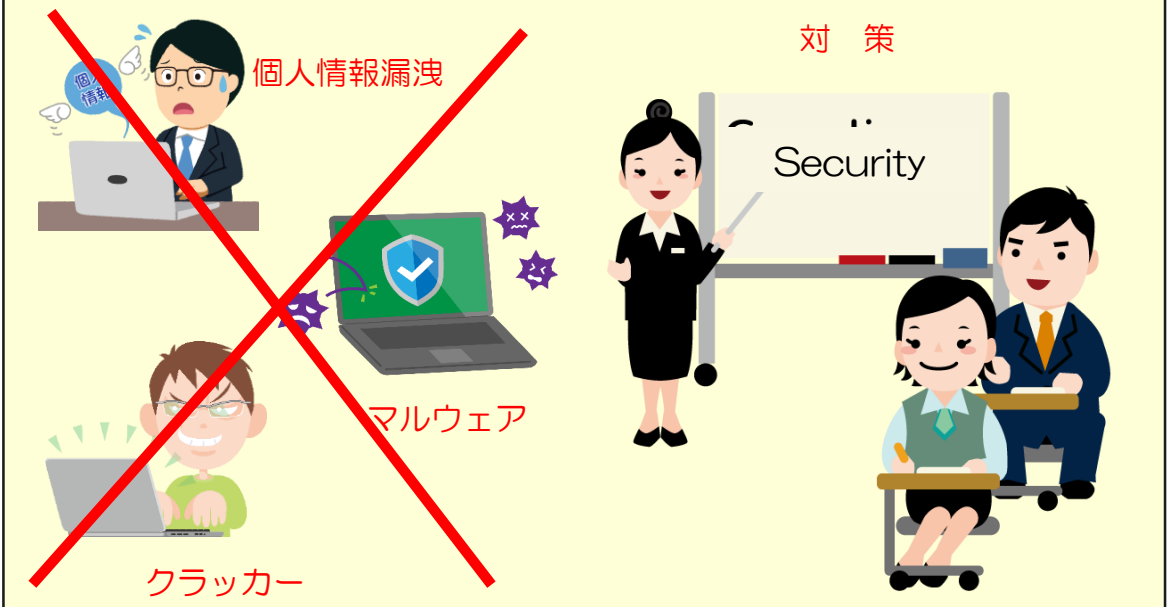
マイナンバー広報



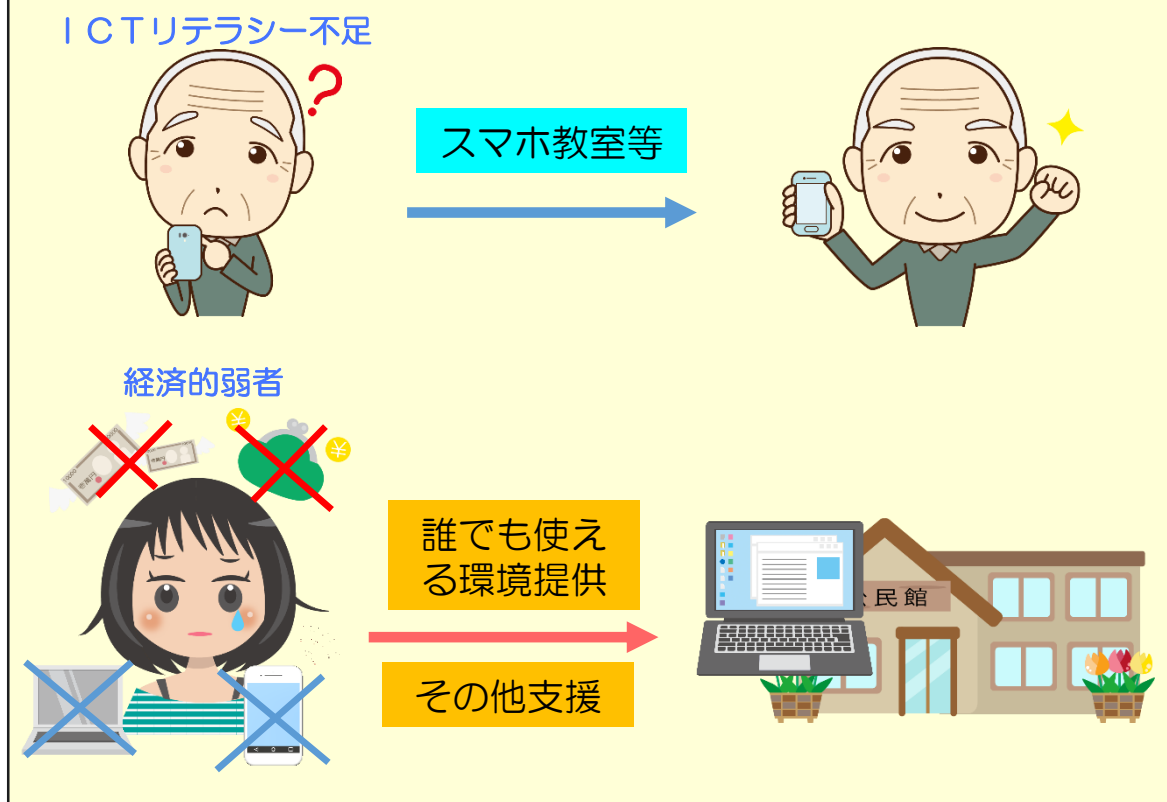
PR

基本指針3 推進基盤づくり

重点目標3-4 セキュリティ対策の徹底



重点目標3-5 情報弱者に対する支援

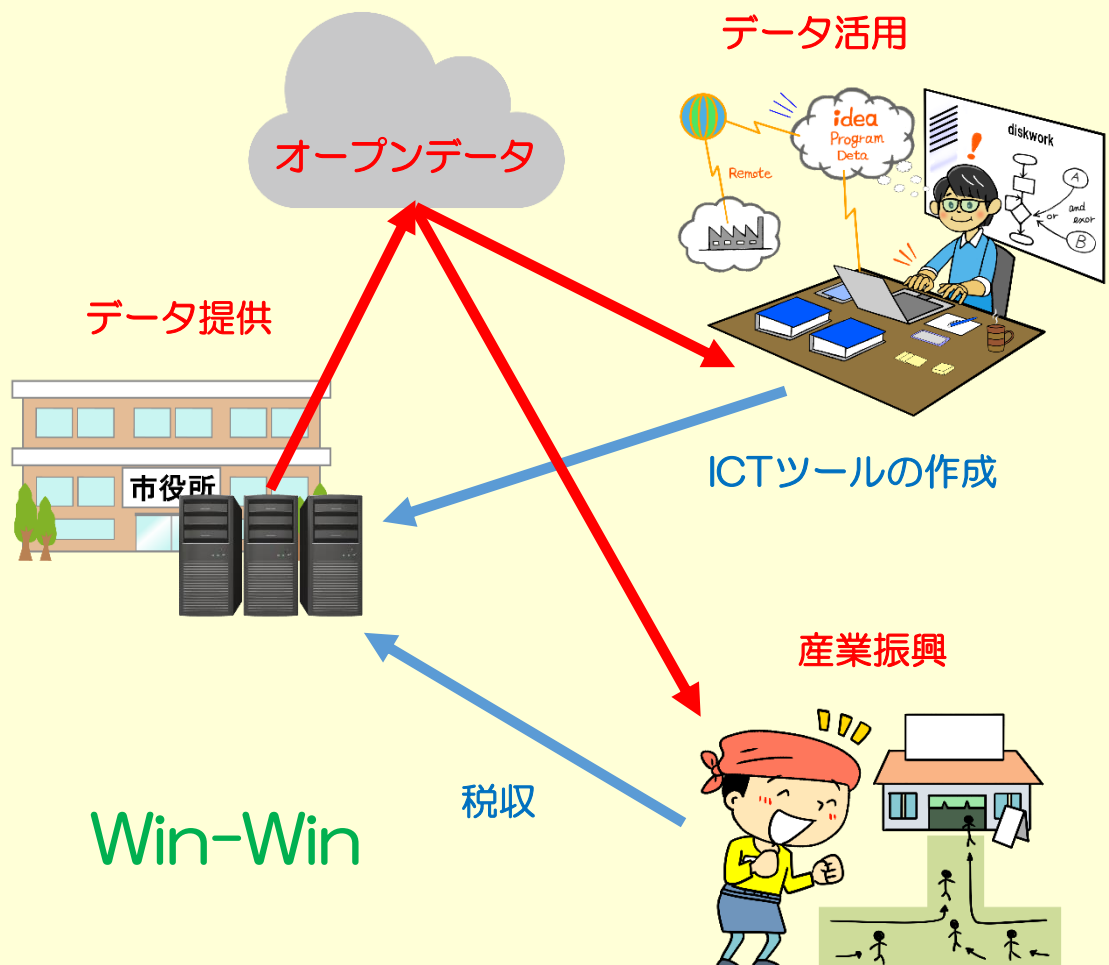


基本指針4 スマートシティに向けたデジタルの活用

【目指す姿】

- ・市民にとって有益なデータを、デジタルで活用できる形式で提供します。データを活用したICTツールを、行政サービスで活用します。
- ・公共施設に誰もが無料で利用できるWi-Fiを整備します。
- ・市外から来る方々が利用できるフリーWi-Fiを観光名所等に整備します。
- ・有用な行政データの提供と利活用により、提供者、利用者とも利益を得られるWin-Winの関係となります。

重点目標4-1 オープンデータの推進



基本指針4 スマートシティに向けたデジタルの活用

重点目標4-2 市内滞在者が利用できるフリーWi-Fi整備



フリーWi-Fiの整備



交流人口の増



観光名所



第4章 施 策

重点目標に基づく17施策のロードマップを示します。

基本指針1 市民の利便性向上

重点目標 1-1 行政手続のオンライン化充実

自治体DX推進計画に基づくマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用した行政手続のオンライン化を進めます。

具体的には、自治体DX推進計画でマイナポータルを活用したオンライン化の対象と定められた27手続にまず取り組み、年々対象の拡大を図ります。

また、マイナンバーカードによる公的個人認証が不要な手続については、市民にとってUI*・UX*等使い勝手が良い場合、費用対効果を考慮したうえでクラウドサービスでのオンライン化も図ります。

その際、スモールスタートで始め、順次対象を拡大していきます。

【施 策 1】

手続のオンライン化		担当課	こども相談課 他関係課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用し、自治体DX推進計画に定められた27手続についてオンライン化する ・クラウドサービスを活用した公的個人認証のいらぬ手続のオンライン化について、スモールスタートで始め、順次拡大を図る 					
達成目標	ほぼ全ての申請・登録手続が来庁不要でオンラインでできる				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ぴったりサービスを活用した27手続のオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務拡大 	
クラウドサービスを活用した手続のオンライン化 (スモールスタート)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務順次拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務順次拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務順次拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用促進 ・対象業務順次拡大 	

ぴったりサービスを活用した27の手續オンライン化

自治体DX推進計画オンライン化対象手續(子育て関係)

児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
児童手当等の額の改定の請求及び届出
氏名変更/住所変更等の届出
受給事由消滅の届出
未支払の児童手当等の請求
児童手当等に係る寄附の申出
児童手当に係る寄附変更等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
児童手当等の現況届出
支給認定の申請
保育施設等の利用申込
保育施設等の現況届
児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠の届出

自治体DX推進計画オンライン化対象手続(介護関係)

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援更新認定の申請

要介護・要支援状態区分変更認定の申請

居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出

介護保険負担割合証の再交付申請

被保険者証の再交付申請

高額介護(予防)サービス費の支給申請

介護保険負担限度額認定申請

居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請

居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

自治体DX推進計画オンライン化対象手続(被災者支援関係)

罹災証明書の発行申請

クラウドサービスを活用したオンライン化

公的個人認証を必要としない申請・届出の手続 ……P46 参照

重点目標 1-2 窓口における申請手続等の簡略化

現在の市役所窓口における申請は紙ベースのため、住所、氏名等を手書きで記入しなければなりません。申請件数が多くなれば記入の手間も大きくなります。

申請書をデジタル化することで、事前にオンライン申請したものについては自動的にデータが入力され、窓口での記載を不要とします。

また、来庁してからでも、申請者のマイナンバーカード等から申請者情報を読み込み、自動で入力するようにします。申請書等の記入事項で、マイナンバーカード等から読み込めないデータは、タブレット端末等を使用し、用意した選択肢から選ぶだけで必要事項が入力されるようにし、申請手続の手間を省きます。

手数料等の支払いについても、現金以外でも支払えるキャッシュレス払いに対応していきます。

【施 策 2】

窓口における申請書の記入省略		担当課	総合窓口課 他関係課		
(事業内容)	新規事業				
<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請と連動した申請書への事前入力 ・マイナンバーカード等を活用した申請書への自動入力 ・タブレット端末を用いた自動入力 					
達成目標	窓口における申請書等への手書きをなくす				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
電子申請と連動した申請書への事前入力の検討	電子申請と連動した申請書への事前入力の継続検討	電子申請と連動した申請書への事前入力のスタート業務決定	電子申請と連動した申請書への事前入力充実	電子申請と連動した申請書への事前入力充実	
マイナンバーカード等を活用した申請書への自動入力の検討	マイナンバーカード等を活用した申請書への自動入力の継続検討	マイナンバーカード等を活用した申請書への自動入力のスタート業務決定	マイナンバーカード等を活用した申請書への自動入力の開始	マイナンバーカード等を活用した申請書への自動入力充実	
タブレット端末を用いた自動入力の検討	タブレット端末を用いた自動入力の継続検討	タブレット端末を用いた自動入力の継続検討	タブレット端末を用いた自動入力のスタート業務決定	タブレット端末を用いた自動入力開始	

【施策 3】

窓口におけるキャッシュレス決済		担当課	総合窓口課 他関係課		
(事業内容)	新規事業				
<p>・住民票, 戸籍関係, 税関係の証明書等の発行手数料について, 電子マネーやクレジットカード等現金以外のキャッシュレス払いに対応 (市手数料一覧・・・P47,48)</p>					
達成目標	窓口で支払う手数料全てをキャッシュレスに対応する				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手数料のキャッシュレス決済開始	利用できる決済サービス拡大の検討	手数料のキャッシュレス決済対象サービス拡大	手数料のキャッシュレス決済対象サービス拡充	手数料のキャッシュレス決済対象サービス拡充	

基本指針2 行政業務の効率化

重点目標 2-1 情報システムの標準化

自治体DX推進計画においては, 各自治体の情報システムについて, 発注・維持管理や改修対応などが個別の対応になっており負担が大きくなっていること, 国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも, 各自治体のシステム機能が標準化されていることが望まれると定められています。

さらに, 情報システムの利用に当たっては, 自治体の職員の事務負担の軽減という観点からは, 全国的なサービスとして提供される情報システムを共同で利用するという運用方法が最も効果が見込まれるとも規定されています。

これを受け令和7年度までに基幹系20業務システムについて, 国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられました。

国の標準仕様と現行のシステムを比較し, 不足機能の追加と除外しなければならぬ機能の必要性について検討していき, 令和7年度までには標準仕様に準拠したシステムを本格稼働させ, ガバメントクラウドへ移行します。

全国統一の標準システムに移行すれば, 既存ベンダーにこだわる必要性がなくなり, ベンダーロックイン*を解消することができます。

【施 策 4】

情報システム標準化		担当課	総務課 他関係課	
(事業内容)	新規事業			
<p>・自治体DX推進計画で定められた基幹系20業務システムについて、令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠し、ガバメントクラウドへ移行</p>				
達成目標	基幹系20業務システムの標準仕様準拠とガバメントクラウドへの移行			
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(総務課) ・アプリケーション開発事業者の選定 ・文字情報基盤移行	(総務課) アプリケーション開発事業者とシステムを使用する原課との調整	(総務課) アプリケーション開発事業者とシステムを使用する原課との調整	(総務課) ガバメントクラウドへの移行	(総務課) 次期アプリケーション開発事業者の検討
(第1グループ該当課) ・現行システムと標準システム仕様との比較 ・追加要件の特定と対応策調整	(第1グループ該当課) ・標準システム改修 ・追加システム調達	(第1グループ該当課) ・標準システム改修 ・追加システム調達	(第1グループ該当課) ・標準化システム運用 ・追加システム運用	(第1グループ該当課) ・標準化システム運用 ・追加システム見直し
(第2グループ該当課) 現行システムの確認	(第2グループ該当課) ・現行システムと標準システム仕様との比較 ・追加要件の特定と対応策調整	(第2グループ該当課) ・標準システム改修 ・追加システム調達	(第2グループ該当課) ・標準化システム運用 ・追加システム運用	(第2グループ該当課) ・標準化システム運用 ・追加システム見直し

情報システム標準化

標準仕様書(第1.0版)(2020年9月標準仕様作成)必要に応じて改定

住民記録システム

第1グループ(令和3年夏標準仕様作成)

介護保険に係る業務支援システム

障害者福祉に係る業務支援システム

就学に係る学齢簿作成, 就学援助認定等のシステム

固定資産税システム

個人住民税システム

法人住民税システム

軽自動車税システム

印鑑登録システム

第2グループ(令和4年夏標準仕様作成)

選挙人名簿管理に係るシステム

国民年金に係る業務支援システム

国民健康保険に係る業務支援システム

後期高齢者医療に係る業務支援システム

生活保護に係る業務支援システム

健康管理に係る業務支援システム

児童手当に係る業務支援システム

児童扶養手当に係る業務支援システム

子ども・子育て支援に係る業務支援システム

戸籍の附票に係るシステム

戸籍システム

重点目標 2-2 BPRとICTによる抜本的なペーパーレス化

紙ベースの現行業務に対しデジタルを基本としたBPRを実施し、抜本的なペーパーレス化を図ります。

具体的には、決裁については共通プラットフォームを整備し、このシステム上で文書管理システムと財務会計システムを連動させ、起案、決裁から保存までデジタルで完結した抜本的なペーパーレス化を進めます。

会議資料についても資料を紙ではなくデジタルデータで配布し、パソコン等で会議を行うペーパーレス会議やオンライン会議を拡大していきます。

ペーパーレス化による紙出力縮減はプリンター削減につながります。また、ペーパーレス化が進まない時は、逆にプリンターを削減することでペーパーレス化を促進することもできます。このバランスを取りながら、プリンターの削減を計画的に行っていきます。

【施策 5】

文書管理システムと財務会計システムの見直しと連動によるペーパーレス化		担当課	総務課 財政課 出納室		
(事業内容)	事業見直し				
<ul style="list-style-type: none"> デジタルで完結する文書管理システムと財務会計システムへの見直し 文書管理システムと財務会計システムの連動 決裁基盤システムによる決裁共通プラットフォームの形成 					
達成目標	文書管理システムと財務会計システムの見直しと連動				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
文書に関するプロセスの改革	文書と会計の連動したシステムの検討・決定	システム導入	システム運用	システム運用	
会計伝票に関するプロセスの改革	文書と会計の連動したシステムの検討・決定	システム導入	システム運用	システム運用	
決裁基盤システムの検討	決裁基盤システムの検討・決定	システム導入	システム運用	システム運用	

【施 策 6】

ペーパーレス会議の拡大		担当課	総務課 他関係課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等を用いデジタルデータを使用するペーパーレス会議の拡大 ・庁外者との会議(対市民を含む。)のオンライン会議試行, 導入 					
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁内会議のペーパーレス会議 ・庁外者との会議を持つ課において一つはオンライン会議を試す 				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
庁内会議の8割以上をペーパーレス会議とする	全庁内会議をペーパーレス会議とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議継続 ・運用検討見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議継続 ・運用検討見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス会議継続 ・運用検討見直し 	
庁外会議のオンライン会議の試行	庁外会議のオンライン会議の試行継続	庁外会議のオンライン会議の試行継続	庁外会議のオンライン会議の本格導入	<ul style="list-style-type: none"> ・庁外会議のオンライン会議継続 ・検討見直し 	

【施 策 7】

プリンターの削減		担当課	総務課 他関係課		
(事業内容)	新規事業				
<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化とバランスを取った, 計画的なプリンターの削減 					
達成目標	プリンターの長期継続契約の終了時期に合わせた削減 (総務課管理分については, 計画期間中に長期継続契約が終了するのは令和6年度だけ)				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総務課管理分 ペーパーレス化とバランスを取った削減計画策定	総務課管理分 ペーパーレス化とバランスを取った削減計画策定	総務課管理分 長期継続契約の終了時期に合わせた削減 17台中8台削減	総務課管理分 長期継続契約中のため削減無し	総務課管理分 長期継続契約中のため削減無し	
他関係課管理分 ペーパーレス化とバランスを取った削減計画策定	他関係課管理分 ペーパーレス化とバランスを取った削減計画策定	他関係課管理分 長期継続契約の終了時期に合わせた削減	他関係課管理分 長期継続契約の終了時期に合わせた削減	他関係課管理分 長期継続契約の終了時期に合わせた削減	

基本指針3 推進基盤づくり

重点目標 3-1 市の推進体制

鹿嶋市電子情報セキュリティに関する規則において、情報政策担当部長が電子情報のセキュリティを統括する最高責任者(CISO^{*})として最高情報統括管理者となることが規定されていますが、ICTの最高責任者(CIO^{*})は明確になっていませんでした。

そこで最高情報統括管理者がCIOの役割も兼務することとし、その強力なリーダーシップのもと、市DXをICTの面から推進します。更にDX推進の観点からICT推進に加え、行財政改革をも総括する最高責任者の新設も検討します。

推進組織については、第三次情報化計画までは鹿嶋市IT政策推進委員会でしたが、鹿嶋市政策調整員会議がほぼ同一メンバーで構成されていますので、組織を政策調整員会議に統合し、ICTの全庁的推進を図っていきます。

またDX推進について、BPRを担当する部署を明確化する必要がありますが、既存部署で行うことが適当でない場合は、DXを担当する専門部署の新設を検討します。

【施策 8】

責任の明確化と推進体制の整備		担当課	総務課 政策秘書課		
(事業内容)	事業見直し				
<ul style="list-style-type: none"> ・最高情報統括管理者がCIOを兼務 ・行財政改革も総括するDX推進最高責任者の新設について検討 ・鹿嶋市政策調整員会議における、市ICT推進策の検討、課題の調整 ・鹿嶋市政策調整員会議における、計画の進捗管理及び事業評価 ・新部署設置も想定したDX担当部署の検討 					
達成目標	計画の定期的な進捗管理による確実な計画推進				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・計画進捗管理 ・DX最高責任者の検討 ・DX推進部署の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画進捗管理 ・事業評価 ・施策のローリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画進捗管理 ・事業評価 ・施策のローリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画進捗管理 ・事業評価 ・施策のローリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画進捗管理 ・事業評価 ・施策のローリング 	

重点目標 3-2 人材育成

デジタルをベースにした業務プロセス変革のため、全職員にデジタル思考や、更には職責に応じたICTリテラシーを身につける機会を設け、積極的な参加を促します。

DXを推進するうえで、特に部・課を所管する監督職員(管理職)の理解が必要で、そのために若い職員に任せきりにすることなく、自ら職責に応じたICTリテラシーを身につけます。

職員に求められるICTリテラシー

職 責	求められるICTリテラシー
監督職員 (管理職)	<ul style="list-style-type: none"> ☆デジタル思考(共通) ・デジタルベースのBPRを推進していく能力 ・ICTを活用した業務の総合管理能力 ・担当部門のシステム総括管理能力 ・所管システム及び情報のリスクマネジメント能力
リーダー的職員	<ul style="list-style-type: none"> ☆デジタル思考(共通) ・ICT先進技術を活用した業務改善能力 ・RPA等ICTを活用した業務執行能力 ・担当部門のシステム運用管理能力 ・一般職員へのICT, 情報セキュリティ指導能力
一般職員	<ul style="list-style-type: none"> ☆デジタル思考(共通) ・担当部門のシステム運用能力 ・ICTに関する基礎的知識 ・情報セキュリティについての知識
ICT担当部門職員	<ul style="list-style-type: none"> ☆デジタル思考(共通) ・BPRにより改善された業務プロセスのシステム化に関する知識 ・全庁のICTに関するマネジメント能力 ・ICT先進技術に関する知識 ・システム運用管理に関する知識 ・情報セキュリティのリスク抑制, 対処に関する知識

☆デジタル思考・・・ここでは「数字や文字をデジタルデータとして扱い、デジタル機器、通信インフラ等を使用し、デジタルデータを操作(コピー、削除、検索、抽出、送受信、変換等)することで、効率的、有効的、即時的、国際的に物事を進める考え方」という意味で使用しています。

例として、大量のデータからある条件を満たすものを抽出する時に『「母集団となるデータをデジタルデータで収集するか、OCR等でデジタル変換し、データベースに取り込み、条件を指定して該当するデータを抽出する」→デジタルデータとして取り扱うことで、異なる条件でも何度も瞬時に抽出が可能になる』、多くの人に伝えたいことがある時、『「その内容をデジタルデータで作成し、SNSで拡散する」→チラシ等紙媒体で周知することと比べ、早く、手間をかけず、多くの人に周知できる』といった考え方をすることが挙げられます。

【施 策 9】

ICTに対応できる専門的人材育成		担当課	人事課 総務課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> ・研修, OJT*, 派遣等でデジタル思考を身につける ・職責に応じたICTリテラシーの習得と活用 					
達成目標	研修への参加				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【管理職】 市開催研修・オンライン研修等 一人年2回以上参加	【管理職】 市開催研修・オンライン研修等 一人年2回以上参加	【管理職】 市開催研修・オンライン研修等 一人年2回以上参加	【管理職】 市開催研修・オンライン研修等 一人年2回以上参加	【管理職】 市開催研修・オンライン研修等 一人年2回以上参加	
【リーダー的職員】 市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【リーダー的職員】 市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【リーダー的職員】 市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【リーダー的職員】 市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【リーダー的職員】 市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	
【一般職員】 市開催研修・オンライン研修等 年1回以上参加	【一般職員】 市開催研修・オンライン研修等 年1回以上参加	【一般職員】 市開催研修・オンライン研修等 年1回以上参加	【一般職員】 市開催研修・オンライン研修等 年1回以上参加	【一般職員】 市開催研修・オンライン研修等 年1回以上参加	
【ICT担当部門職員】市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【ICT担当部門職員】市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【ICT担当部門職員】市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【ICT担当部門職員】市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	【ICT担当部門職員】市開催研修・オンライン研修等 年4回以上参加	

重点目標 3-3 マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものです。

行政DXを推進する基盤づくりとして、マイナンバーカードの普及について更に促進を図っていきます。

対策としては、マイナンバーカードに他機能を付加し利便性を向上させるなど、カード取得にインセンティブを持たせます。

また、申請・受取の場所を市役所本庁、大野出張所以外にも設け、マイナンバーカード取得の機会を増やします。

【施 策 10】

マイナンバーカード取得のインセンティブ付与		担当課	総務課 他関係課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携による申請手続等の簡略化 ・市民カード(住民票の写し, 税関係証明書等の交付申請), 図書利用カード等との機能統合 					
達成目標	令和6年度までにインセンティブ付与				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
申請手続等の簡略化検討	申請手続等の簡略化検討・決定	申請手続等の簡略化実施	申請手続等の簡略化充実	申請手続等の簡略化充実	
他カードとの機能統合検討	他カードとの機能統合検討・決定	他カードとの機能統合実施	他カードとの機能統合充実	他カードとの機能統合充実	

【施 策 11】

マイナンバーカードのPR, 取得機会の増		担当課	総合窓口課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの有効性のPR促進継続拡充 ・市役所本庁, 大野出張所以外にも商業施設等でのマイナンバーカードの出張申請受付 					
達成目標	マイナンバーカード取得率7割以上				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・現PR促進策継続実施 ・新PR方法検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・PR促進策の充実 ・新PR方法検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・PR促進策の充実 ・新PR方法検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・PR促進策の充実 ・新PR方法検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・PR促進策の充実 ・新PR方法検討 	
商業施設等での出張申請受付実施	マイナンバー取得者数を勘案し, 必要性に応じて実施	マイナンバー取得者数を勘案し, 必要性に応じて実施	マイナンバー取得者数を勘案し, 必要性に応じて実施	マイナンバー取得者数を勘案し, 必要性に応じて実施	

重点目標 3-4 セキュリティ対策の見直しと徹底

セキュリティポリシーとして「鹿嶋市電子情報セキュリティに関する規則」を定めており、随時見直しをすることになってはいますが、第三次情報化計画期間中に見直しができませんでしたので、現在のICT運用に沿ったセキュリティポリシーへ見直します。

今後、市DXの推進によりセキュリティ対策はより重要になってきますので、職員に対する研修を充実し、職員のセキュリティ意識を高く保ちます。

また、平成29年度から三層の対策^{*}として、マイナンバー系(基幹系)、LGWAN系(情報系)、インターネット系ネットワークを分離して運用していますが、令和2年12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂され、現状の α モデル^{*}に加え β モデル^{*}、 β' モデル^{*}が認められました。今後クラウドサービス、テレワーク等の導入をしていく上では、 β 、 β' モデルの方が効率性・利便性が高いので、ゼロトラストネットワーク^{*}などの新しい考え方も取り入れ、セキュリティの確保を最優先にしながら、三層の対策の見直しについて検討していきます。

【施策 12】

セキュリティ対策の見直しと徹底		担当課	総務課		
(事業内容)	事業見直し				
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のICT運用に沿ったセキュリティポリシーの見直し ・職員のセキュリティ意識を高く保つ ・三層の対策見直しの検討 (R4～R8は α モデルと決まっているので今期は検討のみ)					
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティポリシー見直し ・セキュリティ研修 年1回実施 				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ポリシーの実態に即した見直し	ポリシー随時見直し	ポリシー随時見直し	ポリシー随時見直し	ポリシー随時見直し	
セキュリティ研修年1回以上実施	セキュリティ研修年1回以上実施	セキュリティ研修年1回以上実施	セキュリティ研修年1回以上実施	セキュリティ研修年1回以上実施	
三層の対策見直しの検討	三層の対策見直しの検討継続	三層の対策見直しの検討継続	三層の対策見直しの検討継続	三層の対策見直し策予算化継続・決定	

重点目標 3-5 情報弱者に対する支援

若い時にデジタル機器に接することがなかった高齢者は、ICTが不得手な方が多い傾向にあります。また、ICTが苦手な方は高齢者だけにとどまりません。

こうした方々に対し、比較的操作が簡単なスマートフォンを用い、市行政サービスを誰もが受けられるようスマートフォン教室を開催します。

経済的理由から、パソコンやスマートフォン等の機器やインターネットを使用するための通信環境の整備ができない場合もあります。

こうした情報弱者の方々に対して支援を行います。

【施策 13】

スマートフォン教室		担当課	中央公民館 各地区公民館		
(事業内容)	新規事業				
<p>・地区公民館等を活用し、ICTが不慣れな方々に対し、スマートフォン教室を開催する。</p> <p>(スマートフォンで市のサービスを受けられるぐらいのスキルを身につける)</p>					
達成目標	スマートフォン教室の開催 年2回				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
講師養成など教室開催のための準備	・各地区公民館で年2回スマホ教室開催 ・講師養成	・各地区公民館で年2回スマホ教室開催 ・講師養成	・各地区公民館で年2回スマホ教室開催 ・講師養成	・各地区公民館で年2回スマホ教室開催 ・講師養成	

【施策 14】

経済的情報弱者支援		担当課	総務課 他関係課		
(事業内容)	新規事業				
<p>・経済的理由でICTを利用できない方々に対する支援</p> <p>(自由にICT機器を使える場の提供等)</p>					
達成目標	支援を必要とする世帯の80%を支援				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
支援策の検討	支援を必要とする世帯の20%をカバー	支援を必要とする世帯の40%をカバー	支援を必要とする世帯の60%をカバー	支援を必要とする世帯の80%をカバー	

基本指針4 スマートシティに向けたデジタルの活用

重点目標 4-1 オープンデータの推進

オープンデータとは、「誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ」のことをいいます。

「人口統計」や「公共施設の場所」などを始めとした様々な公共のデータを、ユーザ(市民, 民間企業など)に有効活用していただき, 社会経済全体の発展に寄与することを目的に, 市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

データそのものが市民にとって有益であることに加え, データをオープンにすることで, ICTリテラシーが高く, 興味のある方がデータを活用して行政や市民にとって有益なICTツールを作成したり, データを分析して事業者が集客を増やしたり, 新たに起業したりすることなどが期待されます。

これは, ICT活用に興味のある方は好きな事ができる, 事業者は利益を増やす事ができる一方で, 市にとっても無償で提供されるICTツールが行政業務効率化, 市民サービスの向上に使える, 事業者や起業者の利益増が市税収入増につながるなど, 両者にとってWin-Winの関係にあるといえます。

【施策 15】

市ホームページでのオープンデータの提供		担当課	広報推進課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> 社会経済全体の発展に寄与することを目的とし, 市が保有するデータを自由に複製・加工できる形式でオープン化 (オープン化候補データ・・・P49 参照) 					
達成目標	市が保有するデータのオープン化				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
市が保有するデータのオープン化 ○開始時公開候補:市勢, 防災, 医療に関するデータ	オープン化するデータの順次拡大	オープン化するデータの順次拡大	オープン化するデータの順次拡大	オープン化するデータの順次拡大	

重点目標 4-2 市内滞在者が利用できるフリーWi-Fi整備

市民及び出張、旅行等で市を訪れた方がインターネットを使用できるよう、公共施設や観光スポットで無料で使えるWi-Fiを整備します。

現在は新型コロナウイルスの世界的なまん延により、国内外の観光客は激減していますが、コロナ収束後、再び自由に移動ができるようになった時、こうしたWi-Fi環境が整備されていることは、交流人口増のアドバンテージとなるものです。

今後の市経済活性化のためには、交流人口の増は欠かせないものであり、特にインバウンド集客策としてWi-Fiを整備していきます。

【施策 16】

公共施設でのフリーWi-Fi提供		担当課	総務課 他関係課		
(事業内容)	新規事業				
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に訪れた市民や観光客、ビジネスマン等が利用できるフリーWi-Fiを整備 ※中央公民館は設置済 					
達成目標	不特定多数の人が集まる公共施設にフリーWi-Fi整備				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 ・大野ふれあいセンター ・中央図書館 ・地区公民館9か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・カシマススポーツセンター ・勤労文化会館 	鹿鳴斎苑	公共施設の状況に合わせ見直し	公共施設の状況に合わせ見直し	

【施策 17】

観光地でのフリーWi-Fiの整備拡充		担当課	商工観光課		
(事業内容)	事業拡大・拡充				
<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地にフリーWi-Fiを整備 ※現在大町通りに3か所設置済 					
達成目標	隔年で観光スポット周辺にフリーWi-Fiを整備				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
設置箇所の検討	観光スポット周辺にフリーWi-Fiを整備1エリア	設置箇所の検討	観光スポット周辺にフリーWi-Fiを整備1エリア	設置箇所の検討	

用語解説

索引	用語	解説
カ	コンテンツ	コンテンツとは内容のこと。ITの分野では、媒体(メディア)によって記録・伝送される、人間にとって意味のあるひとまとまりの情報のことをコンテンツと呼ぶことが多いです。
サ	三層の対策 αモデル βモデル β'モデル	「三層の対策: αモデル」 LWAN環境とインターネット環境を分割し、「個人番号利用事務系」、「LWAN接続系」、「インターネット接続系」でネットワークとシステムを分類しセキュリティ強靱化を図ります。 「三層の対策: βモデル」 従来の「三層の対策」の基本的な枠組みを維持しつつ、効率性・利便性の高いモデルとして、「インターネット接続系」に業務端末・システムを配置するものです。 「三層の対策: β'モデル」 β'モデルは、従来「LWAN系」に配置されていた、業務端末と業務システムの大部分を「インターネット接続系」に移行するモデルです。
	自治体DX推進計画	「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」として総務省が策定しました。
	ゼロトラストネットワーク	デバイスやネットワーク、サーバーなどの社内のインフラはすべて信用できないという前提に立つ、サイバーセキュリティの新しい考え方です。
タ	デジタルトランスフォーメーション(DX)	デジタル技術により、既存のビジネスモデル、消費パターン、社会経済構造、法律・政策施策、組織パターン、文化的障壁、社会そのもののデジタル性を変革し、変化させる機会をもたらすこと。 トランスをXで表し、DXと略されます。
ハ	バックキャスティング	「バックキャスティング(Backcasting)」とは、理想的な未来の姿から逆算し、現在取り組むべき施策を考える思考法です。
	ビックデータ	様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで。
	ベンダー	コンピューターやネットワーク機器といったハードウェアや、アプリなどのソフトウェアの販売業者のことです。
	ベンダーロックイン	情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にすることで、他社製品への切り替えが困難になることを言います。

用語解説

索引	用語	解説
A	AI	artificial intelligence(人工知能)の略。
B	BPR	BPRとは、Business Process Re-engineeringの頭文字を取った略語で日本語に訳すると「業務改革」や「業務再設計」という意味です。つまりBPRとは、自治体や企業の目標や目的を達成するために、適切な組織構造、業務フローに再構築することを意味します。
C	CIO	CIOとはChief Information Officerの略で、日本語では最高情報責任者と訳します。組織の情報戦略における最高責任者のことです。
	CISO	CISOとはChief Information Security Officerの略で、最高情報セキュリティ責任者と訳され、組織における情報セキュリティを統括する責任者を指します。
D	DX(デジタルトランスフォーメーション)	デジタルトランスフォーメーションの項目を参照
I	ICT	Information & Communications Technology(情報通信技術)の略です。
	ICTリテラシー	デジタルデバイスやソフトウェアで、業務における様々な用途に活用できるスキルのことです。
	IoT	IoTはInternet of Things(モノのインターネット)の略で、モノがインターネット経由で通信することを意味します。
O	OJT	OJTとはOn the Job Trainingの略で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法のことです。
R	RPA	RPA(Robotic Process Automation)とは、人間がコンピューター上で行っている定型作業を、ロボットで自動化することを言います。
S	SaaS	SaaSとは、Software as a Service(サービスとしてのソフトウェア)の略です。 クラウドで提供されるソフトウェアのことを指します。
U	UI	UIはユーザーインターフェイス(User Interface)の略です。「人とモノ(主にデバイス)をつなぐ窓口のようなもの」で、例えば何かのWEBサイトをPCやスマホ、タブレットで見ているとき、その画面上で見られる情報(フォントやデザイン等)すべてがUIに当たります。

用語解説

U	UX	UXとはユーザーエクスペリエンス(User eXperience)のことで、「ユーザーが、ひとつの製品・サービスを通じて得られる体験」を意味しています。
V	VR	VRはVirtual Reality(仮想現実)の略です。
5	5G	5th Generationの略語で、第5世代移動通信システムのことを指しています。

資料

1 第三次情報化計画進捗状況

本市では、令和3年度まで第三次鹿嶋市情報化計画(計画期間:平成29年度から令和3年度)に基づき、情報化を図ってきました。この計画では、情報化の目指すべき方向として「4つの基本指針」を掲げています。その基本指針に基づいた「8つの重点目標」を設定し、「21の施策」を実施することとしました。

第四次情報化計画策定に当たり、その進捗状況と成果について総括を行い、本市の情報化の現状について把握しました。その結果は以下のとおりです。

基本指針1 市民の利便性向上			
重点目標1-1 行政情報発信			
施策1 ホームページトップデザインの再構築(アクセシビリティを考慮したホームページのリニューアル) 広報推進課			
達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
効果	想定以上の効果が得られた	ホームページアクセス数の増加	
施策2 情報サービスの充実(ホームページの内容充実, SNS活用方法の最適化) 広報推進課・こども相談課			
達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
効果	想定以上の効果が得られた	ホームページアクセス数の増加, SNS利用者登録者数の増加	
重点目標1-2 行政サービスの拡充			
施策3 オンライン申請の充実(オンライン申請がしやすいよう申請受付フローの見直し検討) 総務課等			
達成状況	遅延	計画終了後	計画時期を変更して実施する
理由	手数料の支払いがオンラインに対応していない		
施策4 マイナンバーカードの活用(諸証明書のコンビニ交付による市民の利便性向上) 総合窓口課			
達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
効果	概ね想定どおりの効果が得られた	マイナンバーカードの交付枚数増に伴い年々増え続けている	
施策4 マイナンバーカードの活用(マイナンバーカード活用の検討・研究) 総務課			
達成状況	遅延	計画終了後	計画時期を変更して実施する
理由	マイナンバーカードと連携するサービスを見つけられなかった		
施策5 教育用ICT機器の整備推進(電子黒板やタブレットPC等, 教育用ICT機器の整備) 総務就学課			
達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
効果	想定以上の効果が得られた	タブレット端末の活用により、授業を充実させることができた	
施策6 図書館情報システムの拡充(新たな図書館情報システムの導入, 電子図書館の開設) 中央図書館			
達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
効果	概ね想定どおりの効果が得られた	新システムの導入 電子図書館の開設	

基本指針2 地域社会の活性化

重点目標2-1 安全・安心なまちづくり

施策7 防犯・防災・災害情報の充実(GISを活用したハザードマップ, WiFiスポットを使用した災害情報発信, 被災者支援システム調達検討) 交通防災課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	概ね想定どおりの効果が得られた	防災・災害情報の迅速な入手, 発信 適切な防犯灯管理
----	-----------------	----------------------------

施策8 GISを活用した医療・健康情報の充実(GISによるAED設置箇所, ウォーキングマップの情報発信) 保健センター

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	一部想定どおりの効果が得られた	AED設置場所の周知ができたが, ウォーキングマップはわかりづらい
----	-----------------	-----------------------------------

施策9 オープンデータの推進(オープンデータとするデータの種類や, 公開の手法についての検討) 広報推進課

達成状況	遅延	計画終了後	検討中
------	----	-------	-----

理由	最善の公開手法についての検討が長引いたため		
----	-----------------------	--	--

重点目標2-2 鹿嶋市PR

施策10 観光情報ポータルサイトの内容拡充(観光ポータルサイト活用による市の魅力発信, 他言語対応) 商工観光課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	想定どおりの効果が得られなかった	新型コロナウイルス感染症のまん延により, 外国人旅行者が激減したため
----	------------------	------------------------------------

施策11 スポーツ情報ポータルサイトの内容拡充(かしまSPORTS NAVIを活用し, スポーツ交流人口を増加) スポーツ推進課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	概ね想定どおりの効果が得られた	スポーツ少年団紹介ページを追加し, 周知ができた
----	-----------------	--------------------------

施策12 文化財デジタルミュージアムの内容拡充(「鹿嶋デジタル博物館」を活用し, 歴史・文化財・自然・民俗に関する様々な魅力を発信。多言語対応によるインバウンド誘致) 社会教育課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	概ね想定どおりの効果が得られた	来館数が平成28年度の約29,000から令和2年度には約43,000と約50%増加
----	-----------------	---

施策13 文化財情報のデータベース化(文化財情報の整理・データベース化) 社会教育課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	概ね想定どおりの効果が得られた	埋蔵文化財包蔵地や指定史跡の場所確認が容易となった
----	-----------------	---------------------------

施策14 公衆無線LANの整備(観光名所における公衆無線LANの整備によるインバウンド誘致) 商工観光課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	想定どおりの効果が得られなかった	新型コロナウイルス感染症のまん延により, 外国人旅行者が激減したため
----	------------------	------------------------------------

基本指針3 行政の効率化

重点目標3-1 既存資産・新技術の活用

施策15 ICTを活用した校務の効率化(校務の標準化・システム化の検討) 総務課

達成状況	遅延	計画終了後	検討中
------	----	-------	-----

理由 費用が高額 鹿行教育事務所管内で製品を揃えるため他市の状況を注視

施策16 LGWAN・IBBNの運用・利活用(LGWAN・IBBNを活用した庁内サーバーのクラウド化や国・県等連携システムの接続推進) 総務課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	拡充していく
------	---------	-------	--------

効果	想定どおりの効果が得られた	LGWAN, IBBNを活用した各種システムサーバーのクラウド化
----	---------------	----------------------------------

施策17 仮想化技術の活用(仮想化技術を活用したサーバーやネットワーク等のハードウェアの有効活用の検討) 総務課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	想定どおりの効果が得られた	サーバーの仮想化 VDによるセキュアなインターネット接続
----	---------------	------------------------------

重点目標3-2 人材育成

施策18 ICT研修の充実(管理職員向けなど内部研修体制を充実させ、市職員全体のICTリテラシー向上を図る。) 総務課

達成状況	遅延	計画終了後	計画時期を変更して実施する
------	----	-------	---------------

理由 平成29年度に1回実施したが、その後調整がつかず実施できなかった

基本指針4 情報システムの信頼性・安全性の確保

重点目標4-1 情報セキュリティの向上

施策19 情報セキュリティ対策の強化(ハード)(自治体セキュリティクラウドによる情報セキュリティ対策の強化) 総務課

達成状況	計画どおり達成	計画終了後	継続運用していく
------	---------	-------	----------

効果	想定どおりの効果が得られた	基幹系, LGWAN系, インターネット系NWを物理的に分ける三層の対策を取っている
----	---------------	--

施策20 情報セキュリティポリシーの遵守・見直し(職員への研修, 指導強化によるセキュリティポリシーの遵守, セキュリティポリシーの見直し) 総務課

達成状況	未実施	計画終了後	計画時期を変更して実施する
------	-----	-------	---------------

理由 見直しに時間が割けなかった

重点目標4-2 業務継続性の確保

施策21 システム・データの保護, 業務継続性の確保(庁舎内保有データのデータセンターへの移行検討, BCPの研究) 総務課

達成状況	遅延	計画終了後	計画時期を変更して実施する
------	----	-------	---------------

理由 遠隔地の堅牢なデータセンターでの保有など検討はしているが、具体化ができていない

2 クラウドサービスを利用したオンライン手続候補

No	担当課	手続
1	広報推進課	市広報紙への広告掲載
2		広報掲載依頼書
3	収納課	市税等還付金口座振込依頼書
4	国保年金課	国民健康保険資格(取得・喪失・変更)届
5		限度額適用認定申請書
6		医療福祉費受給者証再交付申請書
7		国民健康保険被保険者証再交付申請書
8	こども相談課	子宝手当の現況届の提出
9	施設管理課	道路維持補修等関係要望申請書
10		交通安全施設等関係要望申請書
11		公園維持補修等関係要望申請書
12	下水道課	公共下水道使用(開始・休止・再開・廃止)届
13		下水道事業受益者申告書
14		下水道事業受益者変更申告書
15		排水設備(新設・増設・改築)計画(変更)確認申請書
16		排水設備工事着手届・完了届
17		排水設備検査予約
18		汚水枳設置申請書
19		公共下水道使用者変更届
20	社会教育課	児童クラブ保育料減免申請書
21		鹿嶋市放課後児童クラブ退会届出書
22	総務就学課	学校給食申出書(保護者)
23	中央図書館	大野分館学習室利用申請
24		図書利用カード申込

令和3年度政策秘書課実施電子申請希望業務調査から抜粋

3 手数料の種類

鹿嶋市手数料徴収条例から

No	手 数 料 の 種 類
1	本籍居住に関する証明
2	身分に関する証明
3	印鑑に関する証明
4	印鑑登録
5	鹿嶋市民カードの再交付
6	住民票に記載した事項証明
7	住民票(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の4による交付の場合を含む。)の写しの交付
8	戸籍等の附票
9	個人番号カードの再交付
10	埋火葬に関する証明
11	電子計算機による住民記録の閲覧
12	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付
13	戸籍法第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付
14	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付
15	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付
16	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付
17	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務
18	土地又は家屋に関する証明

19	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付
20	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務
21	土地又は家屋に関する証明
22	課税に関する証明
23	納税に関する証明
24	土地編さん図の閲覧
25	家屋の現況確認の証明
26	地番図写しの交付
27	固定資産課税台帳の閲覧
28	固定資産課税台帳記載事項の証明
29	住宅用家屋の証明申請
30	優良宅地造成の認定申請
31	優良住宅新築・良質住宅新築の認定申請
32	認可地縁団体印鑑登録証明
33	犬の登録
34	犬の鑑札の再交付
35	狂犬病予防注射済票の交付
36	狂犬病予防注射済票の再交付
37	鳥獣飼養許可証の交付
38	鳥獣飼養許可証の更新
39	鳥獣飼養許可証の再交付
40	自動車の臨時運行の許可申請
41	介護保険料納付の証明
42	地籍調査(地籍, 地積測量, ブロック, 筆界点番号, 地籍図根点網)図の写し
43	地籍調査(地積測定成果(座標), 筆界点成果, 地籍図根点成果, その他の資料(図面))簿の写し
44	地籍調査(閲覧)
45	開発行為許可申請
46	屋外広告物許可申請

4 オープンデータ公開候補

No	種類	データ名
1	市勢	住民基本台帳人口(年齢別)
2		住民基本台帳人口(地区別)
3		公共施設一覧
4		市予算
5		市決算
6	防災	ハザードマップ
7		避難所データ
8		防災倉庫一覧
9		防災井戸一覧
10	医療	医療機関一覧
11		AED設置場所一覧
12	福祉	介護サービス施設一覧
13		福祉サービス施設一覧
14	衛生	下水道区域
15		ごみステーション一覧
16	観光	観光スポット
17		フリーWi-Fi設置箇所
18	教育	市立小中学校一覧
19		市立小中学校児童・生徒数一覧
20		市立小中学校学級一覧
21		市立認定こども園・幼稚園・保育園一覧

22	教育	文化財一覧
23	都市計画	市街化区域・調整区域
24		用途区域
25		建築確認受付件数
26	公園	公園一覧
27	公共交通	コミュニティバス湖岸海岸線時刻表・運行経路・利用実績
28		コミュニティバス中央線時刻表・運行経路・利用実績
29		デマンド型乗合タクシー時刻表・乗降所・利用実績

本計画は、総務省地域情報化アドバイザー派遣事業を活用し、同事業における派遣アドバイザーの助言も参考にしながら策定しています。

派遣アドバイザー

高橋 邦夫 氏（合同会社 KUコンサルティング代表, 元豊島区CISO）

第四次鹿嶋市情報化計画

発行年月 : 令和4年3月

発行 : 鹿嶋市総務部総務課

〒314-8655

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

電話 : 0299(82)2911（代表）

URL : <https://city.kashima.ibaraki.jp/>